

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務

(2) 業務の目的

現在整備工事中のとっとり出合いの森「湖山池天空エリア」のオープン当日に、関係者による記念式典及び一般来場者向けの記念イベントを開催し、本エリアについて広く県民への周知を図る。

(3) 業務の仕様

「とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 5 日（金）まで

(5) 提案上限額

4, 2 5 6 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 5 0 7 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

エ 本件調達の公告日から本プロポーザルの審査会開催日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 1 7 日付出第 1 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 本件調達の公告日から本プロポーザルの審査会開催日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成員が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の全ての構成員が、（1）のイ、エからカまで及びクの条件を全て満たして

いること。

ウ 共同事業体の構成員のうち、いずれかが（１）ウの条件を満たしていること。

エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）名称

（ウ）事業所の所在地

（エ）成立の時期及び解散の時期

（オ）構成員の住所及び名称

（カ）代表者の名称

（キ）代表者の権限

（ク）構成員の出資の割合

（ケ）運営委員会

（コ）構成員の責任

（サ）取引金融機関

（シ）決算

（ス）利益金の配当の割合

（セ）欠損金の負担の割合

（ソ）権利義務の譲渡の制限

（タ）業務途中における構成員の脱退に対する措置

（チ）構成員の除名

（ツ）業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（テ）解散後の契約不適合責任

（ト）解散後の著作権

（ナ）その他必要な事項

3 評価方法

（１）企画提案書の評価は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務プロポーザル審査会）において、審査委員が評価採点するものとする。

（２）企画提案書の内容評価に関する点数は、とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務に係るプロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）9（１）の表に示す各項目の配点の範囲内で表中の（１）から（４）の提案内容の評価に応じて加点した点数（以下、「内容評価点」という。）とする。なお、内容評価点の上限は90点とする。

（３）見積価格については、次の式により換算し、見積価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。なお、価格評価点は以下の計算方法により算出し、上限は10点とする。

$$10 \text{ 点} \times (1 - (\text{見積価格} \div \text{提案上限額})) \quad (\text{小数点以下は四捨五入とする。})$$

4 選定方法

（１）3により各審査委員の合計点の最も高い得点を獲得し、かつ全ての審査委員の採点が50点以上の者を最優秀提案者として選定する。

（２）最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

（３）いずれかの審査委員の採点が50点未満の場合は失格とする。

（４）合計点が同点の者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

提案者それぞれの内容評価点、価格評価点異なる場合、内容評価点が高い者を上位とす

る。内容評価点が同じ場合、提案価格が低い者を上位の者とする。なお、提案価格が同じ場合は、くじ引きにより上位の者を選定する。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 杉村、岡本

電話 0857-26-7300 ファクシミリ 0857-26-8192

電子メール rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

本件調達の公告日から同年6月25日（水）までの間にインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/100534.htm>）から入手すること。なお、希望者には実施要領2のとおり直接交付する。

6 参加表明書等及び企画提案書の提出

(1) 参加表明

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和7年6月17日（火）午後5時15分までに、実施要領4による参加表明書等を5（1）の場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。

(2) 企画提案書の提出

上記（1）の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書を提出する者は、令和7年6月25日（水）までの間に実施要領6（1）に記載する企画提案書等を作成の上、6部（正本1部、副本5部）及びCD-R等による電子データを5（1）の場所に持参又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）により提出すること。

なお、送付による場合は、受付期間の最終日の午後5時15分までに必着のこととし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によるとともに、5（1）に事前に電話連絡すること。

7 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和7年7月1日（火）

(2) 場所 鳥取県庁内会議室

(3) その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、参加表明者に別途通知する。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、契約担当部局は5（1）のとおり。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければ

ならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

（1）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 6の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 1（5）の提案上限額を超える業務受託見積書が添付された企画提案書が提出された場合。

オ 審査の公平性を害する行為があった場合。

（2）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

（3）企画提案書の取扱い

ア 提出期限後、企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 企画提案書については、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

（4）参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

（5）提出された書類は、原則として業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。

（6）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（7）その他

詳細は、実施要領による。